

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月16日
【四半期会計期間】	第36期第1四半期（自2020年11月1日至2021年1月31日）
【会社名】	株式会社神戸物産
【英訳名】	KOBE BUSSAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沼田 博和
【本店の所在の場所】	兵庫県加古郡稲美町中一色883番地 （注）2021年4月3日から本店は下記に移転する予定があります。 兵庫県加古川市加古川町平野125番1
【電話番号】	(079)496-6610（代表） （注）2021年4月3日から下記に変更する予定があります。 (079)457-5001（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 坂本 匡浩
【最寄りの連絡場所】	兵庫県加古郡稲美町中一色876番1 （注）2021年4月3日から下記に移転する予定があります。 兵庫県加古川市加古川町平野125番1
【電話番号】	(079)496-6610（代表） （注）2021年4月3日から下記に変更する予定があります。 (079)457-5001（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 坂本 匡浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第1四半期連結 累計期間	第36期 第1四半期連結 累計期間	第35期
会計期間	自2019年11月1日 至2020年1月31日	自2020年11月1日 至2021年1月31日	自2019年11月1日 至2020年10月31日
売上高 (百万円)	81,597	85,045	340,870
経常利益 (百万円)	5,751	7,019	23,646
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	3,559	4,598	15,047
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,775	4,626	14,250
純資産額 (百万円)	52,472	60,875	59,268
総資産額 (百万円)	144,975	140,488	148,175
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	16.55	21.29	69.86
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	16.22	20.80	68.24
自己資本比率 (%)	31.7	42.1	39.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 2020年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

4. 1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の算定の基礎となる自己株式数については、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分及び名称を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

世界的に新型コロナウイルス感染症拡大が続く場合、商品の仕入れ等に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては仕入れ先を分散する等により、リスクヘッジを行っております。また、新型コロナウイルス感染症対策として、当社グループでは感染症対策本部の設置、在宅勤務やWEB会議の導入、従業員への不織布マスクの支給等を実施し、感染防止に努めております。

外食事業については新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、店舗の臨時休業、営業時間の短縮等を行っていることから、この状況が続く場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。現時点においてその影響を見積ることは困難と考えております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間(2020年11月1日～2021年1月31日)における我が国の経済は、人手不足や物流面でのコストの増加、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、EC事業者やドラッグストアをはじめとした他業種による食品の取り扱い拡大、飲食店のデリバリー代行サービスの台頭等、競争環境は激化しております。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による在宅勤務、外食店舗の営業時間短縮等からくる内食需要の高まりや、店舗における感染拡大防止策の実施等、食品小売業界を取り巻く環境や求められるものもめまぐるしく変化しております。

このような状況の中、当社グループは「食の製販一体体制」の更なる強化というグループ目標のもと、積極的な商品開発を行い、神戸物産グループ全体の競争力を高めてまいりました。また、お客様のニーズを素早く捉えた施策を実施し、高品質で魅力のある商品をベストプライスで提供してまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は85,045百万円(前年同期比4.2%増)、営業利益は7,034百万円(同24.9%増)、経常利益は7,019百万円(同22.0%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は4,598百万円(同29.2%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度において「クックイノベーション事業」を構成しておりました株式会社クックイノベーション、株式会社ジー・コミュニケーション、株式会社ジー・テイスト及びその他連結子会社11社について、2020年4月1日をみなし売却日として連結の範囲から除外しております。このため、当第1四半期連結会計期間より当該報告セグメントを廃止しております。

また、当第1四半期連結会計期間より、従来「神戸クック事業」としていた報告セグメントの名称を「外食・中食事業」に変更するとともに、当社グループの事業展開、経営管理体制の実態などの観点から事業セグメントの区分方法を見直し、「その他」に含まれていた焼肉事業を「外食・中食事業」に含めております。

業務スーパー事業

当第1四半期連結累計期間における業務スーパー事業において、ナショナルブランド商品だけではなく国内グループ工場製造や自社直輸入によるプライベートブランド商品をベストプライスで販売する「業務スーパー」の出店状況は、出店22店舗、退店1店舗、純増21店舗の結果、総店舗数は900店舗となりました。

新規出店の内訳といたしましては、直轄エリア17店舗、地方エリア5店舗であります。出店に関しましては関東エリアや九州地方への出店を中心に新規出店を進めており、また、営業年数が長くなり老朽化してきた店舗の移転などを積極的にフランチャイズオーナーに勤めております。

業務スーパーの魅力であるプライベートブランド商品が多くのメディアで取り上げられ、業務スーパーの認知度の向上や新規顧客の獲得に繋がっております。また、コロナ禍における内食需要の高まりも集客に影響いたしました。これらのことが経営成績の拡大に貢献したものと考えております。

この結果、業務スーパー事業における当第1四半期連結累計期間の売上高は83,709百万円(前年同期比16.6%増)となりました。

外食・中食事業

当第1四半期連結累計期間における外食・中食事業において、日本最大級の大型バイキングチェーンである「神戸クック・ワールドビュッフェ」の出店状況は、出店0店舗、退店1店舗、純減1店舗の結果、総店舗数が16店舗となりました。厳選したお肉の数々を心ゆくまで楽しめる焼肉専門店の「プレミアムカルビ」の出店状況は、出店1店舗、退店0店舗、純増1店舗の結果、総店舗数は4店舗となりました。また、日常の食卓の代行をコンセプトとして安全・安心・価格にこだわった中食業態である「馳走菜（ちそうな）」の出店状況は、出店4店舗、退店0店舗、純増4店舗の結果、総店舗数は全国で29店舗となりました。

「神戸クック・ワールドビュッフェ」では、一部店舗で新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1月上旬より営業時間の短縮や臨時休業を実施いたしました。それにより、売上が前年実績を下回りました。一方、「プレミアムカルビ」につきましても営業時間の短縮を行いましたが、店舗数の増加や焼肉人気により、回復基調となっております。また、「馳走菜（ちそうな）」につきましては、業務スーパーの来店客数の増加や新型コロナウイルス感染症対策の実施が功を奏し、好調に推移いたしました。

この結果、外食・中食事業における当第1四半期連結累計期間の売上高は750百万円(同10.6%減)となりました。

エコ再生エネルギー事業

当第1四半期連結累計期間におけるエコ再生エネルギー事業につきましては、新規発電所の稼働がありませんでした。稼働している発電所と発電量は、前連結会計年度末と同じく太陽光発電所が16か所で約22.0MW、木質バイオマス発電所が1か所で約6.2MWとなっております。

この結果、エコ再生エネルギー事業における当第1四半期連結累計期間の売上高は581百万円(同8.3%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は140,488百万円となり、前連結会計年度末と比較し7,686百万円減少いたしました。主な要因は、流動資産の減少11,332百万円であります。

流動資産の減少の主な要因は、借入金の返済及び配当金の支払いなどによる現金及び預金の減少7,017百万円であります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は79,612百万円となり、前連結会計年度末と比較し9,293百万円減少いたしました。主な要因は、未払法人税等の減少2,589百万円、買掛金の減少2,545百万円及び短期借入金の減少2,360百万円であります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は60,875百万円となり、前連結会計年度末と比較し1,607百万円増加いたしました。主な要因は、利益剰余金の増加1,347百万円であります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	512,000,000
計	512,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (2021年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	273,600,000	273,600,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	273,600,000	273,600,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年11月1日 (注)	136,800,000	273,600,000	-	64	-	-

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,719,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 108,036,100	1,080,361	-
単元未満株式	普通株式 44,900	-	-
発行済株式総数	136,800,000	-	-
総株主の議決権	-	1,080,361	-

- (注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式32株が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式88,000株(議決権の数880個)が含まれております。
3. 2020年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、発行済株式に記載している事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

【自己株式等】

2021年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社神戸物産	兵庫県加古郡稲美町 中一色883番地	28,719,000	-	28,719,000	20.99
計	-	28,719,000	-	28,719,000	20.99

- (注) 1. 「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式88,000株については、上記の自己株式等に含まれておりません。
2. 2020年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、自己株式等に記載している事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年11月1日から2021年1月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年11月1日から2021年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	69,810	62,793
受取手形及び売掛金	17,546	16,206
商品及び製品	9,065	8,159
仕掛品	298	267
原材料及び貯蔵品	1,222	1,484
その他	4,227	1,926
貸倒引当金	14	14
流動資産合計	102,156	90,823
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	11,430	11,508
土地	10,353	10,368
その他(純額)	19,260	20,902
有形固定資産合計	41,044	42,779
無形固定資産	547	634
投資その他の資産	4,426	6,252
固定資産合計	46,019	49,665
資産合計	148,175	140,488

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	22,161	19,615
短期借入金	14,598	12,238
未払法人税等	4,812	2,222
賞与引当金	299	137
その他	5,033	4,306
流動負債合計	46,906	38,521
固定負債		
長期借入金	34,690	33,668
退職給付に係る負債	612	629
預り保証金	6,048	6,148
資産除去債務	332	329
役員株式給付引当金	39	43
その他	276	272
固定負債合計	41,999	41,091
負債合計	88,906	79,612
純資産の部		
株主資本		
資本金	64	64
資本剰余金	8,539	8,562
利益剰余金	60,243	61,590
自己株式	9,465	9,451
株主資本合計	59,380	60,765
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13	44
為替換算調整勘定	1,634	1,549
その他の包括利益累計額合計	1,621	1,593
新株予約権	1,510	1,703
純資産合計	59,268	60,875
負債純資産合計	148,175	140,488

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年11月1日 至2020年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年11月1日 至2021年1月31日)
売上高	81,597	85,045
売上原価	68,616	74,600
売上総利益	12,980	10,444
販売費及び一般管理費	7,346	3,410
営業利益	5,634	7,034
営業外収益		
受取利息	51	32
受取配当金	0	0
受取賃貸料	18	18
デリバティブ評価益	46	-
補助金収入	14	17
その他	168	57
営業外収益合計	299	125
営業外費用		
支払利息	85	52
為替差損	1	22
賃貸収入原価	7	7
デリバティブ評価損	-	15
貸倒引当金繰入額	14	13
その他	73	30
営業外費用合計	182	141
経常利益	5,751	7,019
特別利益		
固定資産売却益	12	0
新株予約権戻入益	2	-
特別利益合計	15	0
特別損失		
固定資産除却損	8	2
固定資産売却損	-	5
減損損失	24	-
店舗閉鎖損失	3	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	13	-
特別損失合計	49	8
税金等調整前四半期純利益	5,717	7,011
法人税、住民税及び事業税	1,750	1,949
法人税等調整額	345	463
法人税等合計	2,095	2,413
四半期純利益	3,621	4,598
非支配株主に帰属する四半期純利益	62	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,559	4,598

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年11月1日 至2020年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年11月1日 至2021年1月31日)
四半期純利益	3,621	4,598
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	57
為替換算調整勘定	153	85
その他の包括利益合計	153	27
四半期包括利益	3,775	4,626
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,712	4,626
非支配株主に係る四半期包括利益	62	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

資産の額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年1月31日)
投資その他の資産	224百万円	223百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年11月1日 至 2020年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)
減価償却費	884百万円	891百万円
のれんの償却額	38	1

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年11月1日 至 2020年1月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年1月30日 定時株主総会	普通株式	2,150	40	2019年10月31日	2020年1月31日	利益剰余金

(注) 1. 2020年1月30日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円を含めております。

2. 当社は、2019年11月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。1株当たり配当額については、基準日が2019年10月31日であるため、株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年1月28日 定時株主総会	普通株式	3,242	30	2020年10月31日	2021年1月29日	利益剰余金

(注) 1. 2021年1月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円を含めております。

2. 当社は、2020年11月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。1株当たり配当額については、基準日が2020年10月31日であるため、株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2019年11月1日至2020年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	業務 スーパー 事業	外食・中食 事業	クックイノ ベンチャー 事業	エコ再生 エネルギー 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	71,792	839	8,392	537	81,561	36	81,597	-	81,597
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	623	45	-	-	668	-	668	668	-
計	72,415	885	8,392	537	82,230	36	82,266	668	81,597
セグメント利益 又は損失()	6,074	25	227	46	6,374	24	6,350	715	5,634

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備賃貸事業、観光事業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額は、セグメント間の内部取引消去であります。

(2) セグメント利益又は損失の調整額 715百万円は各報告セグメントに配賦していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第1四半期連結累計期間において、固定資産の減損損失を24百万円計上しております。当該減損損失の計上額は、「業務スーパー事業」セグメントにおいて0百万円、「クックイノベンチャー事業」セグメントにおいて23百万円であります。

当第1四半期連結累計期間(自2020年11月1日至2021年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	業務 スーパー 事業	外食・中食 事業	エコ再生 エネルギー 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	83,709	750	581	85,041	4	85,045	-	85,045
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	353	35	-	389	-	389	389	-
計	84,063	786	581	85,431	4	85,435	389	85,045
セグメント利益 又は損失()	7,853	46	89	7,896	15	7,880	846	7,034

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備賃貸事業、観光事業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額は、セグメント間の内部取引消去であります。

(2) セグメント利益又は損失の調整額 846百万円は各報告セグメントに配賦していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において「クックイノベンチャー事業」を構成しておりました株式会社クックイノベンチャー、株式会社ジー・コミュニケーション、株式会社ジー・テイスト及びその他連結子会社11社について、2020年4月1日をみなし売却日として連結の範囲から除外しております。このため、当第1四半期連結会計期間より当該報告セグメントを廃止しております。また、当第1四半期連結会計期間より、従来「神戸クック事業」としていた報告セグメントの名称を「外食・中食事業」に変更するとともに、当社グループの事業展開、経営管理体制の実態などの観点から、事業セグメントの区分方法を見直し、「その他」に含まれていた焼肉事業を「外食・中食事業」に含めております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年11月1日 至2020年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年11月1日 至2021年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	16円55銭	21円29銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	3,559	4,598
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	3,559	4,598
普通株式の期中平均株式数(千株)	215,004	216,018
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	16円22銭	20円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	4,436	5,086
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 2020年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定の基礎となる自己株式数については、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めております。(前第1四半期連結累計期間176千株、当第1四半期連結累計期間176千株)

(重要な後発事象)

ストック・オプション(新株予約権)の割り当て

2021年2月24日開催の取締役会において、会社法第236条、同238条及び239条の規定並びに2021年1月28日開催の第35期定時株主総会における承認に基づいて発行するストック・オプションとしての新株予約権について、以下のとおり決定いたしました。

(1) 新株予約権の名称

株式会社神戸物産 第4回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役 7名 522個 当社の従業員 446名 7,356個
当社子会社の取締役 19名 1,390個 当社子会社の従業員 507名 6,225個

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式1,555,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(4) 新株予約権の総数

15,550個を上限とし、この内、当社取締役が付与する新株予約権は522個とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

なお、上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(7) 新株予約権の権利行使期間

2023年4月1日から2029年10月31日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の相続は、これを認めない。

その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権者が上記(9)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (11) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (12) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (13) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (14) 新株予約権の割当日
2021年3月25日

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年3月11日

株式会社神戸物産

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村 圭志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千原 徹也 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸物産の2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年11月1日から2021年1月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年11月1日から2021年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神戸物産及び連結子会社の2021年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。